

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

豊科北中学校（安曇野市豊科 5558 番地）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 28 日

安曇野市長 太田 寛

1 損害賠償の相手方

住所 長野県長野市

氏名

2 事故の概要

令和 7 年 7 月 10 日（木）豊科北中学校において、同校庁務員が除草作業していたところ、庁務員が使用していたエンジン刈払機の飛石により、駐車されていた同校教職員自家用車の右後サイドガラスが破損した物損事故。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、市職員による物損事故であるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 112,822 円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第94号

安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安曇野市立豊科中央児童館の項位置の欄中「安曇野市豊科4030番地1」を「安曇野市豊科4027番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

令和7年9月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 95 号

経費の支弁の方法の変更及び字句の整理に伴う穂高広域施設組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、穂高広域施設組合同規約の一部を別紙のとおり変更するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 太田 寛

経費の支弁の方法の変更及び字句の整理に伴う穂高広域施設組合規約の一部変更

関係組織市町村が負担する分担金の負担割合の算定基礎数値となる、組織市町村別のごみ搬入量、し尿投入量及び余熱利用健康保養施設の利用者数の集計に要する基準期間を定める規定について、事務の効率化を図ることを目的とするほか、字句の整理のため穂高広域施設組合規約（平成４年２月１日長野県松本地方事務所指令３松地総第５０６号）の一部を次のとおり変更する。

穂高広域施設組合規約の一部を変更する規約

穂高広域施設組合規約（平成４年穂高広域施設組合長野県松本地方事務所指令３松地総第５０６号）の一部を次のように変更する。

附則第３項中「施行の際」の次に「に」を、「穂高広域施設組合規約」の次に「（平成４年長野県松本地方事務所指令３松地総第５０６号）」を加える。

改正附則（平成６年長野県松本地方事務所指令６松地総第１１号）附則第２項及び改正附則（平成８年長野県松本地方事務所届出）附則第２項中「負担金」を「分担金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１１条関係）

１ 負担割合

区分		市町村	負担割合	備考
議会費、総務費、予備費		全組織市町村	均等割 10% 人口割 90%	
施設整備費	ごみ処理施設及び余熱利用健康保養施設並びにこれらに付属する周辺施設	全組織市町村	均等割 10% 人口割 90%	
	し尿処理施設	安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村	均等割 10% 人口割 90%	
衛生費	じんかい処理費	全組織市町村	均等割 10% 人口割 40% 実績割 50%	
	し尿処理費	安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村	均等割 10% 実績割 90%	
余熱利用施設費	余熱利用施設費	全組織市町村	均等割 10% 人口割 10% 実績割 70% 利用割 10%	

公債費	ごみ処理施設及び余熱利用健康保養施設並びにこれらに付属する周辺施設	全組織市町村	均等割 10% 人口割 90%	
	し尿処理施設	安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村	均等割 10% 実績割 90%	

- 2 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年10月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口による。
- 3 じんかい処理費に係る「実績割」の算定基礎は、予算の属する年度の前々年度中に、ごみ処理施設に搬入された、組織市町村別の一般ごみ（一般可燃ごみ及び一般不燃ごみの合算とし、事業系ごみは除く。）の搬入量とする。
- 4 し尿処理費及び公債費のし尿処理施設に係る「実績割」の算定基礎は、予算の属する年度の前々年度中に、し尿処理施設に投入された、組織市町村別のし尿（浄化槽汚泥等を含む。）の投入量とする。
- 5 余熱利用施設費に係る「実績割」の算定基礎は、予算の属する年度の前々年度中に、ごみ処理施設に搬入された、組織市町村別の一般可燃ごみ（事業系ごみは除く。）の搬入量とし、「利用割」の算定基礎は、予算の属する年度の前々年度中に、余熱利用健康保養施設を利用した、組織市町村別の利用者数とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、許可の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規約による、改正後の穂高広域施設組合理約別表（第11条関係）の規程は、令和8年度の分担金から適用する。

議案第 96 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市	
氏 名	遠藤 正志	
住 所	安曇野市	
氏 名	羽田野 賢二	

令和 7 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第97号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市
氏 名	浅香 正紀

令和7年9月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 98 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	安曇野市	
氏 名	荒木 元子	

令和 7 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 太田 寛